

平成14年7月15日

各 位

会 社 名 マネックス証券株式会社
代 表 者 名 取締役社長 松本 大
コ ー ド 番 号 8 6 2 6 (東証マザーズ)
問 合 せ 先 広報部長 牧野紀子
TEL. (03)6212-3804

新証券税制（特定口座制度）への対応について

当社は、平成15年1月から上場株式等の譲渡益税が申告分離課税に一本化されるにあたり、簡易な納税を可能にする特定口座への対応および特定口座開設申込受付の年内開始を決定いたしましたのでお知らせ致します。

記

当社にて対応を予定している内容は以下の通りです。

1．特定口座（源泉徴収あり）

売却取引約定の都度、当社が所得税の源泉徴収を行います。お客様の確定申告は基本的に不要です。

2．特定口座（源泉徴収なし）

年間の売買状況を記載した「年間取引報告書」を発行致します。お客様はこれを基に簡易な申告手続きをすることができます。

3．一般口座

お客様には従来の確定申告制度と同様の手続きをしていただきます。

当社では平成13年2月より、申告分離課税を選択されるお客様のために、当社で売却された株式や譲渡益の明細をとりまとめ、その結果が記入された税務申告書をホームページ上で御覧いただける「税務申告サポートサービス」を提供して参りました。

特定口座を開設されず、一般口座を選択されるお客様につきましては、現行の「税務申告サポートサービス」をさらに改良し、引き続き確定申告に役立てていただく予定です。

また、平成15年1月より特定口座をご利用いただくためには、平成14年末までに特定口座の開設申込の手続きをしていただく必要があります。当社では、平成14年9月より申込手続きを開始する予定です。

なお、当社では年内に信用取引サービスを開始することを予定していますが、平成15年1月以降の信用取引においては特定口座の利用が可能となるように対応をする予定です。

新税制の下でも、個人投資家の皆様にご利用いただけるようサービスを充実させて参ります。

以 上